

資 料 編

— 目 次 —

○中野区国民保護協議会条例	資 1
○中野区国民保護対策本部及び中野区緊急対処 事態対策本部条例	資 2
○関係機関の業務大綱	資 3
○関係機関の連絡先	資 6
○危機管理等対策会議	資 9
○緊急災害対策本部長室態勢	資 11
○情報連絡系統図	資 12
○赤十字標章及び身分証明書	資 13
○特殊標章及び身分証明書	資 14
○動物の保護等に関する通知	資 15
○救援の程度及び方法の基準	資 17
○災害復旧関係融資等制度	資 20
○災害要援護者の救援制度	資 22
○交通機関の概況	資 23
○高層建築物の現況	資 24
○危険物保管施設等現況	資 28
○救急医療機関一覧表	資 29
○広域避難場所配置図及び地区割表	資 31
○避難所一覧	資 33
○災害対策用備蓄物資一覧	資 36
○資機材配備状況一覧	資 38
○安否情報省令の様式	資 39
○公用令書等の様式	資 44
○火災・災害等即報要領の様式	資 46
○用語集	資 50

【参考資料】各種災害協定一覧

中野区国民保護協議会条例 [中野区条例第 10 号]

(趣旨)

第 1 条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号）第 40 条第 8 項の規定に基づき、中野区国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第 2 条 協議会の委員の数は、40 人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第 3 条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に、幹事 40 人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから区長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第 6 条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

中野区国民保護対策本部及び中野区緊急対処事態対策本部条例

[中野区条例第72号]

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第31条及び同法第183条において準用する同法第31条の規定に基づき、中野区国民保護対策本部（以下「保護本部」という。）及び中野区緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 保護本部に国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）及び国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）のほか、必要な職員を置く。

(組織)

第3条 保護本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき保護本部の職員は、区長が定める。

(職務)

第4条 本部長は、保護本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

4 本部員（国民保護対策副本部長を除く。）は、本部長の命を受け、保護本部の事務に従事する。

5 前各項に規定する職員以外の保護本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(会議)

第5条 本部長は、保護本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、保護本部の会議を招集する。

(国民保護現地対策本部)

第6条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、本部長の命を受け、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第7条 第2条から前条までに定めるもののほか保護本部に関し必要な事項は、区長が定める。

(中野区緊急対処事態対策本部)

第8条 第2条から前条までの規定は、中野区緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

関係機関の業務大綱

■ 指定地方行政機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東総合通信局	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
関東財務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
東京税関	輸入物資の通関手続
関東信越厚生局	救援等に係る情報の収集及び提供
東京労働局	被災者の雇用対策
関東農政局	<ol style="list-style-type: none"> 1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
関東森林管理局	武力攻撃災害復旧用材（国有林材）の供給
関東経済産業局	<ol style="list-style-type: none"> 1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
関東東北産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1 危険物等の保全 2 鉱山における災害時の応急対策
関東地方整備局	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
関東運輸局	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
東京航空局	<ol style="list-style-type: none"> 1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	航空機の安全確保に係る管制上の措置
東京管区气象台	気象状況の把握及び情報の提供
第三管区海上保安本部	<ol style="list-style-type: none"> 1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
関東地方環境事務所	<ol style="list-style-type: none"> 1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
東京防衛施設局	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

■自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 第一師団 第一普通科連隊	武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等（避難住民の誘導、避難住民の救援、武力攻撃災害への対処、応急復旧など）

■指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本赤十字社 東京都支部 中野区赤十字奉仕団	1 医療救護 2 外国人の安否調査 3 赤十字救護物資の備蓄及び配分 4 災害時の血液製剤の供給 5 その他の救援
日本郵便(株) 中野郵便局 中野北郵便局	郵便の確保
東京電力パワー グリッド(株)荻窪支社	電力の安定的な供給
東京ガス(株) 中央支店	ガスの安定的な供給
東日本電信電話(株) 東京北支店	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
東日本旅客鉄道(株) (中野駅、東中野駅) 西武鉄道(株) (鷺ノ宮、都立家政、 野方、沼袋、新井薬 師前の各駅) 京王バス東(株) 中野営業所 東京地下鉄(株) 中野坂上駅務区	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保

■指定地方公共機関等

機関の名称	事務又は業務の大綱
中野区医師会	1 医療及び助産救護に関すること。 2 防疫の協力に関すること。
東京都中野区 歯科医師会	歯科医療に関すること。
中野区薬剤師会	応急措置用医薬品等の提供に関すること。
東京都トラック協会 中野支部	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保

■その他の機関等

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東バス(株) 丸山営業所	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
東京都柔道整復師会 中野支部	接骨救護に関すること。
(株)ジェイコム中野	警報及び避難の指示(警報の解除及び避難の指示の解除を含む。)の内容並びに 緊急通報の内容の放送

関係機関の連絡先

平成 27 年 4 月 1 日現在

【指定行政機関】

(29 機関)

名 称	担 当 部 署	所在地
内閣府	大臣官房総務課	千代田区永田町 1-6-1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	千代田区霞が関 2-1-2
警察庁	警備局警備企画課	千代田区霞が関 2-1-2
金融庁	総務企画局政策課	千代田区霞が関 3-2-1
消費者庁	総務課	千代田区永田町 2-11-1
総務省	大臣官房総務課	千代田区霞が関 2-1-2
総務省消防庁	国民保護・防災部防災課国民保護室	千代田区霞が関 2-1-2
法務省	大臣官房秘書課広報室	千代田区霞が関 1-1-1
公安調査庁	総務部総務課	千代田区霞が関 1-1-1
外務省	総合外交政策局人権人道課	千代田区霞が関 2-2-1
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室	千代田区霞が関 3-1-1
国税庁	長官官房総務課	千代田区霞が関 3-1-1
文部科学省	大臣官房総務課法令審議室	千代田区霞が関 3-2-2
文化庁	長官官房政策課	千代田区霞が関 3-2-2
厚生労働省	大臣官房厚生科学課 健康危機管理・災害対策室	千代田区霞が関 1-2-2
農林水産省	大臣官房食料安全保障課	千代田区霞が関 1-2-1
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関 1-2-1
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関 1-2-1
経済産業省	大臣官房総務課	千代田区霞が関 1-3-1
資源エネルギー庁	総合政策課	千代田区霞が関 1-3-1
中小企業庁	事業環境部経営安定対策室	千代田区霞が関 1-3-1
国土交通省	危機管理室	千代田区霞が関 2-1-3
国土地理院	総務部総務課	茨城県つくば市北郷 1
観光庁	総務課	千代田区霞が関 2-1-3
気象庁	総務部企画課	千代田区大手町 1-3-4
海上保安庁	総務部国際・危機管理官	千代田区霞が関 2-1-3
環境省	大臣官房総務課	千代田区霞が関 1-2-2
原子力規制庁	原子力災害対策・核物質防護課	港区六本木 1-9-9
防衛省	運用企画局事態対処課	新宿区市谷本村町 5-1

【指定地方行政機関】

(17 機関)

名 称	担 当 部 署	所 在 地
関東総合通信局	総務課	東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎
関東財務局	総務部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
東京税関	総務部総務課 総務第一係	東京都江東区青海 2-7-11 東京港湾合同庁舎
関東信越厚生局	総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館 7 階
東京労働局	総務課	東京都千代田区九段南 1-2-1 九段第 3 合同庁舎
関東農政局	企画調整室	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館
関東森林管理局	企画調整課	群馬県前橋市岩神町 4-16-25
関東経済産業局	総務企画部総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
関東東北産業保安監督部	管理課	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館
関東地方整備局	企画部防災課計画係	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館
関東運輸局	総務部安全防災・危機 管理調整官	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎
	総務部安全・防災危機 管理課安全第一係長	
東京航空局	総務部安全企画・保安 対策課	東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第 2 合同庁舎
東京航空交通管制部	総務課	埼玉県所沢市並木 1-12
東京管区气象台	総務部業務課	東京都千代田区大手町 1-3-4
第三管区海上保安本部	総務部総務課	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57
関東地方環境事務所	総務課	埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2 明治安田生命さいたま新都心ビル 18F
北関東防衛局	企画部地方協力基盤 整備課	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館

【自衛隊】

名 称	所 在 地	電 話
陸上自衛隊第 1 普通科連隊	練馬区北町 4-1-1	(3933)1161

【東京都（警察・消防を含む）】

名 称	所 在 地	電 話
警視庁第四方面本部	中野区中野 4-12-2	(3581) 4321
中野警察署	中野区中央 4-4-3（仮庁舎）	(5342) 0110
野方警察署	中野区中野 4-12-1	(3386) 0110
東京消防庁第四消防方面本部	新宿区大久保 3-14-26	(3209) 0119
中野消防署	中野区中央 3-25-3	(3366) 0119
野方消防署	中野区丸山 2-21-1	(3330) 0119
中野消防団	中野区中央 3-25-3 中野消防署内	(3366) 0119
野方消防団	中野区丸山 2-21-1 野方消防署内	(3330) 0119
第三建設事務所	中野区中野 4-8-1	(3387) 5132
水道局中野営業所	中野区中野 1-5-7	(5925) 2921
下水道局西部第一下水道事務所	中野区新井 3-37-4	(5343) 6200
交通局小滝橋自動車営業所	中野区東中野 5-30-2	(3368) 7977
交通局都庁前駅務管理所	新宿区西新宿 2-8-1	(5322) 0255

【指定公共機関】

名 称	所 在 地	電 話
日本赤十字社東京都支部中野区地区	中野区中野 4-8-1	(3228) 8093
日本郵便(株)中野郵便局	中野区中野 2-27-1	(3383) 8821
日本郵便(株)中野北郵便局	中野区丸山 1-28-10	(5380) 9742
(株)NTT 東日本-南関東 東京北支店	新宿区新宿 1-33-13	(3352) 3262
東京電力パワーグリッド(株)荻窪支社	杉並区南荻窪 4-40-11	(6375) 7339
東京ガス(株)中央支店	目黒区目黒 3-1-3	(5722) 2602
東日本旅客鉄道(株)中野駅	中野区中野 5-31- 1	(5385) 6843
京王バス東(株)営業部	府中市府中町 1-9	042 (352) 3724
東京地下鉄(株)中野坂上駅	中野区本町 2-48-2	(3372) 2752
西武鉄道(株)上石神井駅管区	練馬区上石神井 1-2-45	(3920) 1142

【指定地方公共機関】

名 称	所 在 地	電 話
中野区医師会	中野区中野 2-27-17	(3384) 1335
東京都中野区歯科医師会	中野区中野 2-14-17	(3382) 1487
中野区薬剤師会	中野区中野 1-15-7	(5330) 8934
東京都トラック協会中野支部	中野区弥生町 2-52-8-202	(3384) 3275

【その他の機関】

名 称	所 在 地	電 話
東京都柔道整復師会中野支部	中野区中央 3-3-11	(3227) 0730
中野区社会福祉協議会	中野区中野 5-68-7	(5380) 0751
東京商工会議所中野支部	中野区新井 1-9-1	(3389) 1241
(株)ジェイコム中野	中野区中野 2-14-21	(5340) 5133

危機管理等対策会議

1. 設置目的

区民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす事件・事故や健康被害等に加え、武力攻撃事態・緊急対処事態を危機の範囲とし、これら状況の迅速な情報収集、情報共有を図り、被害等の未然防止や被害を局限化する措置を講じるため、中野区が一体となって危機の発生に的確に対処するため、危機管理等対策会議を設置する。

2. 所掌事項

- ・重大な事件・事故等や武力攻撃事態・緊急対処事態の危機情報の共有に関する事
- ・重大な事件・事故等や武力攻撃事態・緊急対処事態の危機の対処方針に関する事
- ・重大な事件・事故等や武力攻撃事態・緊急対処事態の危機に対処するための総合調整に関する事
- ・その他座長が必要と認めた事項

※重大な事件・事故 … 凶悪・重大犯罪、区施設の不法占拠・爆破予告等

3. 構成

- ・危機管理等対策会議は、座長、副座長及び委員をもって構成する。
- ・座長は区長を、副座長は副区長をもって充てる。
- ・委員は副区長（副座長を除く。）、教育長、政策室長、経営室長、危機管理担当部長、都市政策推進室長、地域支えあい推進室長、区民サービス管理部長、子ども教育部長、健康福祉部長、保健所長、環境部長、都市基盤部長、教育委員会事務局次長、政策室広報分野統括管理者、経営室経営分野統括管理者、経営室行政監理分野統括管理者、都市基盤部防災・都市安全分野統括管理者の職にある者

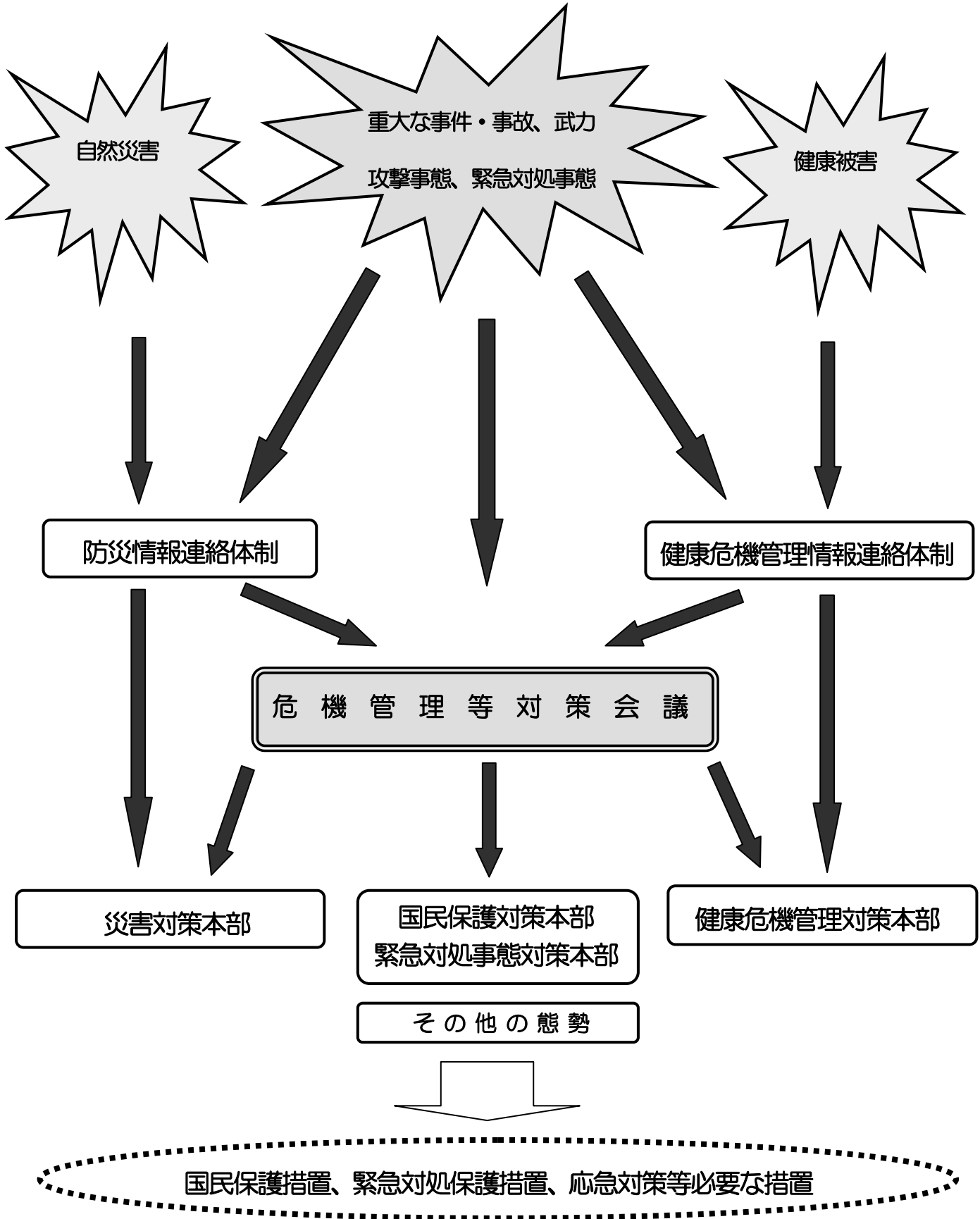
4. 危機管理等対策会議と災害対策本部、健康危機管理対策本部との関係

危機管理等対策会議は、重大な事件・事故及び武力攻撃事態・緊急対処事態が発生した場合に開催し、情報収集に努め、迅速かつ的確な情報伝達を関係機関と行うとともに、予測される被害や被害実態に応じた体制を構築する。

危機管理等対策会議は、必要に応じて災害対策本部、健康危機管理対策本部に移行するものとする。

- ・地震・風水害、大規模な火災、爆発その他大規模な事故による被害については、地域防災計画に基づき災害対策本部が対応する。
- ・未知の感染症、大規模な食中毒、重大な環境汚染は、健康危機管理対策本部が対応する。

危機管理体制



緊急災害対策本部長室態勢

平成 15 年 9 月 12 日 区長決定

1 緊急災害対策本部長室態勢

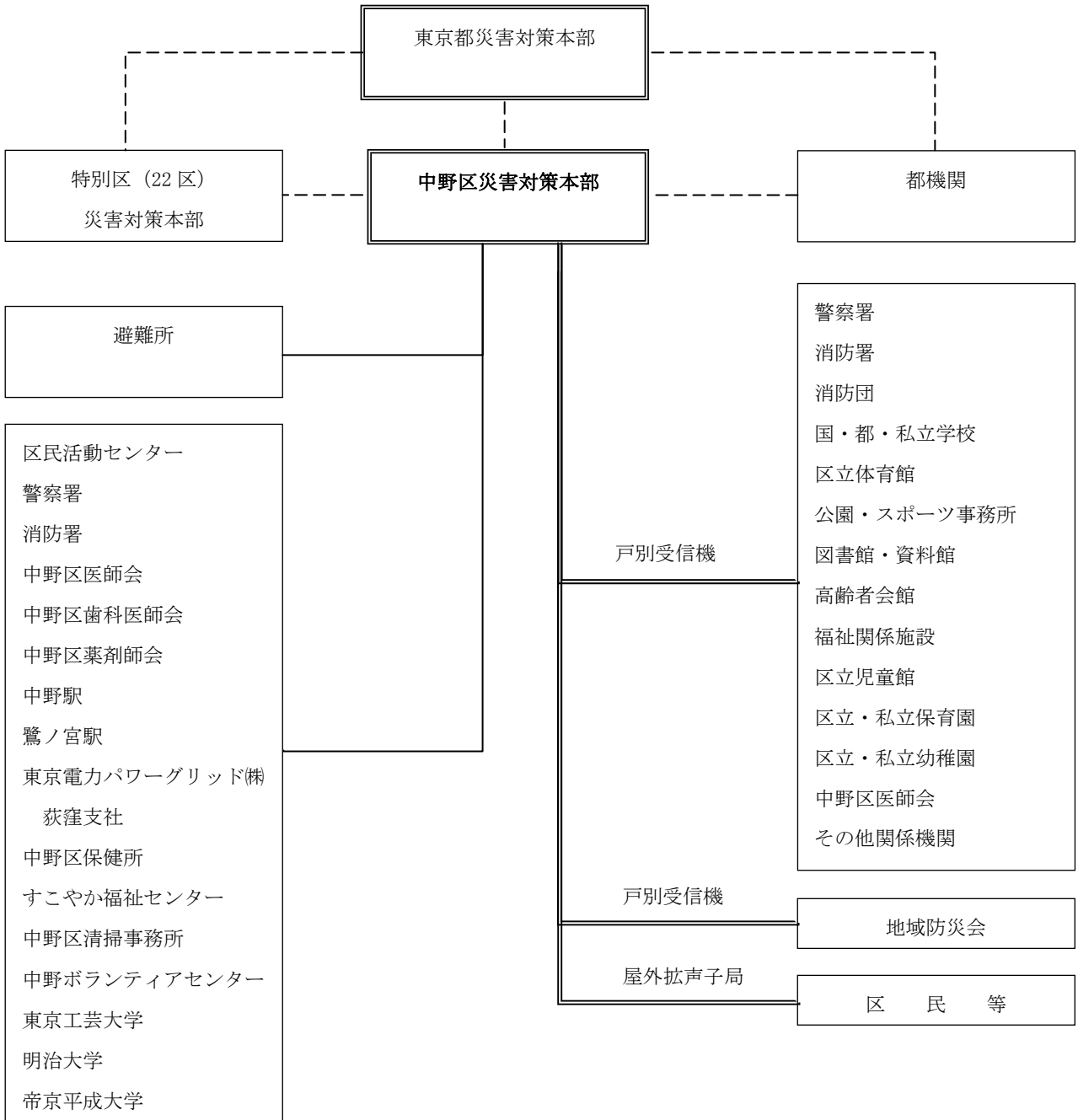
休日、夜間等の勤務時間外において、災害の発生又は発生のおそれがある場合に、迅速な災害対策本部長室（以下「本部長室」という。）の初動態勢を確保し、災害対策本部（以下「本部」という。）の的確な応急対応を図るため、中野区内及び近接地に居住する災害対策本部員及び管理職員を緊急災害対策本部員（以下「緊急本部員」という。）とする「緊急災害対策本部長室態勢」をとるものとする。

「緊急災害対策本部長室態勢」は、中野区災害対策本部条例及び同施行規則による本部長室の態勢が整うまでの間、本部長室の事務を所掌し運営を行う緊急時の態勢とする。

2 「緊急災害対策本部長室態勢」の運用

- (1) 緊急本部員となる管理職員は、あらかじめ区長が指名する。
- (2) 災害対策本部長（以下「本部長」という。）及び災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）が不在の場合の本部長の職務を代行する者（以下「代行者」という。）及びその順位は、あらかじめ定める。
- (3) 緊急本部員は、災害の発生又は発生のおそれがあることの通報を受けたとき又は知り得たときは、直ちに防災センターに参集する。
- (4) 緊急本部員は、参集途上において携帯電話機等が使用できないときは、区施設の防災行政無線を使用し、防災センターと連絡をとる等状況の伝達及び把握に努める。
- (5) 緊急本部員は、防災センターに到着したときは、無線情報連絡員及び「緊急非常配備態勢」により参集した職員等を指揮し、情報の収集・整理等を行い、災害状況等の早期掌握に努めるとともに、本部長室の事務に従事する。
- (6) 本部長及び副本部長の参集が間に合わないときは、あらかじめ定められた緊急本部員による代行者のもと、参集した複数の緊急本部員により本部長室を運営する。
- (7) 緊急本部員による本部長室の運営にあたっては、防災行政無線を使用する等により本部長等とできるだけ緊密な連絡をとる。この場合において、本部を設置したときは、緊急本部員が本部の事務を統括し、本部の職員を指揮・監督する。
- (8) 緊急本部員が本部長室の事務に従事している間は、「非常配備態勢」及び「緊急非常配備態勢」において当該緊急本部員が担当する事務は、それぞれ当該態勢の副班長等が従事する。
- (9) 本部長室の態勢が確保できたときは、緊急本部員は、事務を引き継ぎ、所定の災害対策に従事する。
- (10) 緊急本部員は、休日、夜間等の勤務時間外においては、携帯電話機等を活用する等防災センター等との連絡がとれるようにする。
- (11) 緊急本部員は、夜間、休日等の勤務時間外において緊急に連絡が取れない状況等があるときは、あらかじめ申し出る。

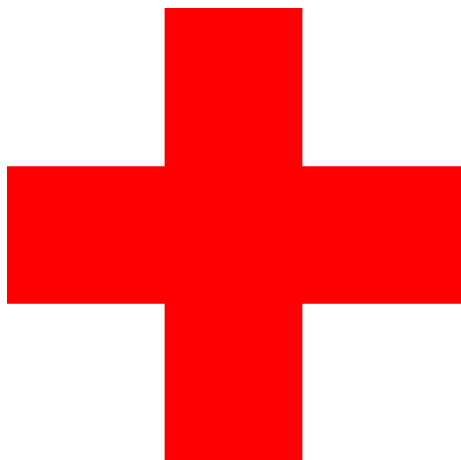
情報連絡系統図



- 都多重無線
- デジタル防災行政無線（移動系）
- ==== 防災行政無線（固定系）

赤十字標章及び身分証明書



赤十字標章



- 我が国関係者は、すべて白地に赤十字の標章を使用する。
- 白地に赤十字は、状況に応じて適当な大きさとする。
- 赤十字等の標章の赤色の部分の色は、金赤（CMYK 値：C-0, M-100, Y-100, K-0、RGB 値：#FF0000）を目安とする。ただし、他の赤色を用いることを妨げない。

身分証明書

表面

 <p>(この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)</p> 
<p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>常時の 医療関係者用 自衛隊の衛生要員等以外の 臨時の</p> <p>PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY</p>
<p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>_____</p> <p>交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p>

裏面

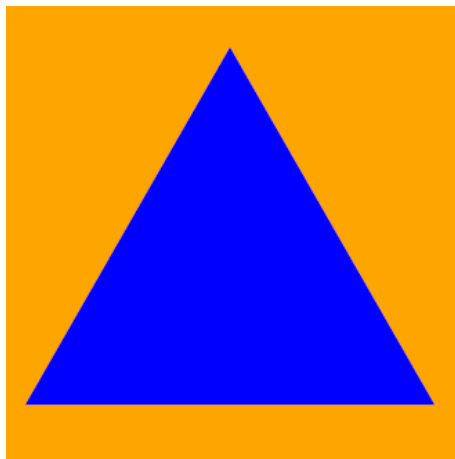
身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
<p>その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: 血液型/Blood type _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>		
<p>所持者の写真 PHOTO OF HOLDER</p>		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

【日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル）】

[赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン 様式3]

特殊標章及び身分証明書

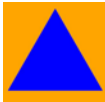
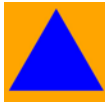
特殊標章



- 特殊標章は、オレンジ色地に青色の正三角形とし、原則として次の条件を満たすもの。
 - (ア) 青色の三角形を旗、腕章又は制服に付する場合には、その三角形の下地の部分は、オレンジ色とすること。
 - (イ) 三角形の一の角が垂直に上を向いていること。
 - (ウ) 三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していないこと。
- 特殊標章の大きさは、状況に応じて適当な大きさとする。
- 特殊標章の色については、オレンジ色地の部分はオレンジ色 (CMYK 値 : C-0, M-36, Y-100, K-0、RGB 値 : #FFA500) を、青色の正三角形の部分については青色 (CMYK 値 : C-100, M-100, Y-0, K-0、RGB 値 : #0000FF) を目安とする。ただし、他のオレンジ色及び青色を用いることを妨げない。

身分証明書

表面

	(この証明書を交付等する許可権者の名を記載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD		
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel		
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as		

交付等の年月日/Date of issue _____		証明書番号/No. of card _____
許可権者の署名/Signature of issuing authority		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information		
血液型/Blood type		

所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp		所持者の署名/Signature of holder
_____		_____

【日本工業規格A7 (横74ミリメートル、縦105ミリメートル)】

[赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン 様式4]

動物の保護等に関する通知

動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方

(平成17年8月31日付環境省自然環境局総務課動物愛護管理室、農林水産省生産局畜産部畜産企画課事務連絡)

1 平素からの備え

地方公共団体は、平素において、災害時における動物の管理等への備えと併せて、必要に応じ、以下の措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第16条の規定等に基づき、人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物（以下「危険動物」という。）等の所有者、飼養状況等について、あらかじめ把握すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合の連絡体制並びに関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の適切な飼養又は保管の活動への支援や動物愛護管理センター等の活用等当該地方公共団体が実施する措置に関し、連絡体制の整備や関係機関及び関係地方公共団体との役割分担の明確化や協力体制について、あらかじめ整備すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、要避難地域における家庭動物等の保護等を行うためにケージ（おり）等の必要な資材や飼料等の確保に関する取組（関係する企業等の連絡先の把握その他の供給・調達体制の整備等）を行うこと。

2 武力攻撃事態等における動物の保護等

地方公共団体は、武力攻撃事態等において、以下の措置を実施する者の安全の確保に十分配慮して、可能な範囲で、関係機関及び関係地方公共団体と連携協力を図りながら、当該措置の実施に努めるものとする。

○ 危険動物等の逸走対策

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、危険動物等が逸走した場合は、住民及び避難住民への周知並びに避難誘導を図ること。
- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等の迅速な捕獲等の必要な措置を行うこと。

- ・地方公共団体は、逸走した危険動物等により住民及び避難住民に危害が及んだ場合には、迅速な救援活動等を行うこと。

○ 要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等

- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、所有者等が行う要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護の支援や負傷した家庭動物等の保護収容を行うとともに、家庭動物等についての相談・助言等の必要な措置を実施すること。
- ・地方公共団体は、武力攻撃事態等において、動物の愛護及び避難住民の精神的安定等を図る観点から、所有者等が要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の飼養又は保管を避難所において行う場合には、その活動を支援するとともに、家庭動物等についての相談・助言等必要な措置を実施すること。

3 緊急対処事態における動物の保護等

緊急対処事態における動物の保護等については、1及び2に準ずるものとする。

救援の程度及び方法の基準

平成27年4月1日現在

根拠法令	救援の種類		対 象	費用の限度額	備 考					
I	収容施設の供与	避難所の設置	避難住民又は武力攻撃災害により現に被害を受け、若しくは被害を受けるおそれのある者を収容するもの	(基本額) 避難所設置費 1人1日当り 320円以内 (加算額) 冬期(10-3月) 別に定める額を加算した額	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 2 福祉避難所を設置した場合は、通常の実費を加算					
		長期避難住宅の設置	(収容する期間が長期にわたる場合、又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、収容可)	1 規格 1戸当り 29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当り 2,621,000円以内 3 設置費 (基本額)1人1日当り 320円以内 (加算額) 冬期(10-3月) 別に定める額を加算した額	1 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費 2 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会等施設を設置可。規模、費用は別に定める。 3 生活に特別な配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 4 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可					
		応急仮設住宅	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができないもの	1 規格 1戸当り 29.7㎡(9坪)を標準とする。 2 限度額 1戸当り 2,530,000円以内	1 一団で概ね50戸以上設置した場合、集会等施設を設置可。規模、費用は別に定める。 2 生活に特別な配慮を要する高齢者等を複数収容するため、老人居宅介護等向きの構造・設備を有する施設を設置可 3 これに代えて賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げにより収容可					
II	炊き出しその他の食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他の食品の給与	1 避難所に収容された者 2 武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事できない者 3 避難指示に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要のある者	1人1日(3食)当り 1,080円以内	1 主食、副食及び燃料等経費 2 被災者が直ちに食することができる現物による					
		飲料水の供給	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	水の購入費、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用					
III	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 季別、世帯区分により一世帯当たり下表の額の範囲内 2 季別は、夏季(4-9月)及び冬季とし、給与等日をもって決定	次の品目の範囲内で現物 イ 被服、寝具及び身の回り品 ロ 日用品 ハ 炊事用具及び食器 ニ 光熱材料					
				世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人以上 1人増すごとに加算
				季別	夏	冬	夏	冬	夏	冬

IV	医療の提供及び助産	医療	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料、破損医療器具修繕費等の実費 2 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬額以内 3 施術所による場合 協定料金の額以内	○ 救護班における実施が原則 ○ 急迫時やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（マッサージ、はり等）における医療の実施可 ○ 次の範囲内で実施 1 診療 2 薬剤又は治療材料の支給 3 処置、手術その他の治療及び施術 4 病院又は診療所への収容 5 看護
		助産	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者	1 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合 慣行料金の80/100以内の額	○ 次の範囲内で実施 1 分べんの介助 2 分べん前及び分べん後の処置 3 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給 4 病院又は診療所への収容 5 看護
V	被災者の捜索及び救出	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合で、次の者の捜索、救出 武力攻撃災害により 1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費	
VI	埋葬及び火葬	武力攻撃災害の際死亡した者	一体当たり 大人 208,700円以内 小人 167,000円以内	○ 死体の応急的処理程度ものを行う ○ 原則として棺又は棺材の現物をもって行う ○ 次の範囲内で実施 1 棺（附属品を含む。） 2 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。） 3 骨つぼ又は骨箱	
VII	電話その他の通信設備の提供	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者	当該地域における通常の実費	○ 電話、インターネットその他必要な通信設備を避難所に設置し、避難住民等に利用させることにより実施 ○ 消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、設備設置費及び通信費	
VIII	①	武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊、半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者	1 世帯当たり 567,000円以内	○ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対して実施 ○ 現物をもって実施
	②	学用品の給与	避難指示に基づく避難又は武力攻撃災害により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒、高等学校等生徒	1 教科書代 ○ 小中学校児童・生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材実費 ○ 高等学校等生徒 正規授業で使用する教材実費 2 文房具費及び通学用品費 小学校児童 1人当たり 4,200円 中学校生徒 1人当たり 4,500円 高等学校等生徒 1人当たり 4,900円	○ 避難指示が長期間解除されない場合又は武力攻撃災害が長期間継続している場合は、必要に応じ再実施可 ○ 小学校児童・中学校生徒 特別支援学校の小学部児童、中学部生徒及び中等教育学校前期課程生徒を含む ○ 高等学校等生徒 高等学校（定時・通信制含む。）、中等教育学校後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門・専修・各種学校の生徒

VIII	③	死体の 搜索及び 処理	死体の 搜索	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費
			死体の 処理	武力攻撃災害の際死亡した者の、死体に関する処理（埋葬を除く。）	1 洗淨、縫合、消毒等 一体当り 3,400円以内 2 一時保存 ○一時収容の既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 一体当り 5,300円以内 ※ドライアイス購入費等必要時 当該地域の通常実費加算可 3 救護班以外による検案実施 当該地域の慣行料金の額以内	○ 次の範囲で実施 1 死体の洗淨、縫合、消毒等の措置 2 死体の一時保存 3 検案（原則として救護班において実施）
	④	武力攻撃 によって 住居又は その周辺 に運ばれた 土石、 竹木等 で、日常 生活に著 しい支障 を及ぼし ているもの 除去	障害物の 除去	避難指示解除後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれがなくなった後、居室、炊事場生活に欠かせない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ自らの資力では除去できない者	一世帯当り 134,300円以内	ロープ、スコープその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等
		救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費			当該地域における通常の実費	1 飲料水の供給 2 医療及び助産 3 被災者搜索、救出 4 死体搜索、処理 5 救済用物資の整理配分

※1 この表は、国民保護法施行令第10条第1項に基づき、内閣総理大臣が定めた「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号）」（以下「基準告示」という。）において示されている内容を整理したものである。

※2 根拠法令欄のローマ数字は、国民保護法第75条第1項各号の号数を、○数字は国民保護法施行令第9条各号の号数を示している。

※3 上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別基準を定める。

※4 救援を実施する都道府県知事は、上記基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

参考

国民保護法第75条（救援の実施）

第3項 救援の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

国民保護法施行令第10条（救援の程度、方法及び期間）

第1項 法第75条第3項に規定する救援の程度及び方法は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第3条第1項の基準を勘案して、あらかじめ、内閣総理大臣が定める。

第2項 法第75条第3項に規定する救援の期間は、法第74条の規定による指示[救援の指示]があった日（法第75条第1項ただし書の場合[救援を要し指示を待たずに救援を実施した場合]にあつては、その救援を開始した日）から内閣総理大臣が定める日までとする。

災害復旧関係融資等制度の内容

参考として主な融資等の制度の概要を挙げる。

1. 区が行うもの

東京都母子及び父子福祉資金（生活援護分野）

- (1) 資 格 都内に6か月以上居住していて現に20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母
または父子家庭の父
- (2) 対 象 災害により現に居住する自己の住宅の増改築・補修・保全又は建設・購入に必要な資金
- (3) 限度額 2,000,000円
- (4) 償還方法 6か月の据置期間経過後7年以内
- (5) 利 子 年1.5%
- (6) その他 連帯保証人等に要件あり

中野区産業経済融資（産業振興分野）

区内に営業の本拠を有し、引続き一年以上区内の同一場所で同一事業を営んでいる中小企業者が、暴風、暴雨、地震等の天災その他の区長が認める大規模な災害により損失を受けた場合、災害特別資金の融資あっ旋を行う。

申込にあたっては、地域事務所又は地域活動推進分野が発行する「り災証明書」が必要。

災害特別資金の内容

- (1) 貸付限度額 300万円
- (2) 貸付利率 年0.2%
- (3) 貸付期間 5年以内（据置期間6か月を含む）
- (4) 資金の使途 り災による損失の復旧に必要な設備資金・運転資金
すでに被災した中小企業者が防止策を講じるために必要な設備資金

被災者生活再建支援金（生活援護分野）

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯へ生活再建のための経費を支給する。

災害弔慰金等の支給（生活援護分野）

中野区災害弔慰金の支給等に関する条例及び同条例施行規則の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給する。

中野区災害見舞金の支給（防災・都市安全分野）

中野区災害見舞金等支給要綱の規定に基づき災害見舞金等の支給をする。

2. 都が行うもの

災害復旧資金融資（産業労働局）

一定の地域に集中して発生した災害により損失を受けた中小企業者及び組合に対して、長期かつ低利の融資を行う。融資条件等その他については、災害のつど、その状況に応じて別に定める。

- (1) 資金使途 運転資金、設備資金
- (2) 対象企業 都内に事業所（住所）を有し、信用保証協会の保証対象業種を営む中小企業者又は組合で、次に定める災害により損失を受けている者
- (3) 対象災害 次の①又は②に該当するもののうち知事が指定するもの
 - ① 災害救助法の適用があった災害
 - ② ①のほか特に知事が必要と認めたもの
- (4) 貸付限度額 1 災害につき 8, 0 0 0 万円以内
- (5) 貸付期間 1 0 年以内（据置期間 1 年以内を含む）
- (6) 貸付利率 年 1. 7 %

<責任共有制度の対象外となる場合>

年 1. 5 %

なお、責任共有制度が適用される中小企業者等に対しては、東京都が利子の一部（責任共有制度対象外との金利差相当分）を補助する。

3. その他が行うもの

生活福祉資金（東京都社会福祉協議会）

- (1) 資金使途 災害を受けたことによる困窮から自立更生するために必要な経費
- (2) 対象世帯 低所得世帯等のうち、他から融資を受けることのできない者で、この資金の貸付を受けることによって、災害による困窮から自立更生のできる世帯
- (3) 限度額 1 世帯 1 5 0 万円以内
- (4) 償還方法 7 年以内（据置期間 6 カ月以内を含む。）
- (5) 利子 1. 5 %（保証人有なら無利子）

災害時要配慮者の支援制度

—非常災害時救援希望者登録制度—

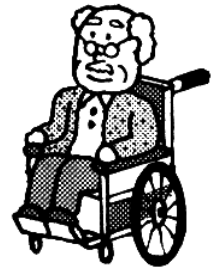
災害が発生したときに、自力で避難することが困難な高齢者の方や障害者の方などにあらかじめ登録していただき、地域の方が中心となって救援や支援にあたるしくみです。

※ 登録された名簿を地域防災会、区民活動センター、警察署、消防署に配備すること、および申請書の写しを地域防災会、区民活動センターに配備することに承諾をお願いします。

救援希望者

対象となるのは、自力で避難することが困難な…

- ① 65歳以上の方
- ② 身体に障害のある方・知的障害のある方
- ③ 難病の認定を受けている方
- ④ 精神障害のある方



相談・登録

区

相談・登録の受付窓口

- 上記 ①②③④ に該当する方すべて
 1. すこやか福祉センター（南部・中部・北部・鷺宮）
 2. 区役所防災担当
 3. 地域事務所（南中野・東部・江古田・野方・鷺宮）
※地域事務所では取り次ぎを行います。

- 上記 ① に該当する方
地域包括支援センター

- 上記 ②③④ に該当する方
区役所障害福祉担当

※区民活動センターでは受付できません。

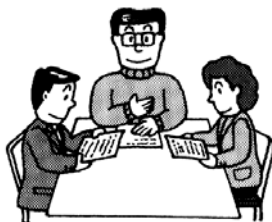


災害時の救援

名簿の提供

機材の配備

地域防災会



- ◎登録者の状況把握（登録者への訪問、話し合い）
 - ◎救援方法や役割分担の話し合い
 - ◎防災訓練参加の呼びかけなど
- 地域でのコミュニケーションづくり

[問合せ]中野区 防災・都市安全分野 地域防災担当 TEL(3228)8930

交通機関の概況

1. 都交通局小滝橋自動車営業所

- ① 所在地 中野区東中野5-30-2 (電話 3362-7743)
- ② 営業所所属職員数 126名
- ③ 車両台数 バス 55台 応急車 2台
- ④ 運行系統 7系統

2. 京王バス東(株)中野営業所

- ① 所在地 中野区弥生町2-51-9 (電話 3382-1511)
- ② 営業所所属職員数 198名
- ③ 車両台数 バス 83台 応急車 2台

3. 関東バス(株)丸山営業所

- ① 所在地 中野区江古田1-40-2 (電話 3386-2161)
- ② 営業所所属職員数 132名
- ③ 車両台数 バス 53台 軽バン 1台
- ④ 運行系統 10系統

4. 都営大江戸線都庁前駅務管理所

- ① 中野坂上駅 所在地 中野区中央2-2-28 (電話 3368-3129)
乗降人員 37,653人
- ② 東中野駅 所在地 中野区東中野3-8-16 (電話 3361-9085)
乗降人員 26,719人
- ③ 新江古田駅 所在地 中野区江原町2-29-13(電話 3992-9536)
乗降人員 24,962人

5. 東日本旅客鉄道(株) (中野駅、東中野駅)

- 中野駅 所在地 中野区中野5-31-1 (電話 050-2016-1600)
乗降人員 140,587人
- 東中野駅 所在地 中野区東中野4-1-12 (電話 050-2016-1602)
乗降人員 39,102人

6. 東京地下鉄(株)中野坂上駅務区

- 中野坂上駅 所在地 中野区本町2-48-2 (電話 3372-2752)
乗降人員 70,853人
- 新中野駅 所在地 中野区中央4-2-15 (電話 3381-1202)
乗降人員 33,026人
- 中野新橋駅 所在地 中野区弥生町2-26-8 (電話 3381-1102)
乗降人員 19,020人
- 中野富士見町駅 所在地 中野区弥生町5-24-4 (電話 3381-1105)
乗降人員 18,167人

7. 西武鉄道(株)

- 鷺ノ宮駅 所在地 中野区鷺宮3-15-1 (電話 3330-0674)
乗降人員 29,927人
- 都立家政駅 所在地 中野区鷺宮1-16-1 (電話 3330-1546)
乗降人員 17,556人
- 野方駅 所在地 中野区野方6-3-3 (電話 3338-2613)
乗降人員 22,929人
- 沼袋駅 所在地 中野区沼袋1-35-1 (電話 3386-6151)
乗降人員 19,724人
- 新井薬師前駅 所在地 中野区上高田5-43-20 (電話 3386-7174)
乗降人員 22,072人

高層建築物の現況

平成 24 年 9 月現在

区内で高さ 31m を越える対象物は、次のとおりである。（計画中・工事中を含む）

	所在地	名称	階層	高さ(m)
1	南 台 1-6-7	センチュリー中野南台	14/1	41
2	南 台 2-12-10	ベル・ペサージュ	10/0	32
3	南 台 2-47	アイディーコート中野南台	11/0	32
4	南 台 2-51	ブランズ中野南台	13/0	43
5	南 台 2-51-9	南台プレアーク	12/0	36
6	南 台 2-52-8	リモージュ南台	11/0	31
7	南 台 3-22-1	トミンハイム南台三丁目	11	33
8	南 台 5-27-32	秋元ビル	12/1	36
9	南 台 5-34	パークホームズ中野南台ステーションテラス	13/1	40
10	弥生町 1-14-12	関島ビル	11/2	35
11	弥生町 1-55-6	コスモ中野弥生リベディア	11	32
12	弥生町 2-20-9	プリンスハイツ中野新橋	12	35
13	弥生町 3-	藤和シティホームズ中野弥生町クレーデルコート	14	42
14	弥生町 4-25-5	ラディアスウイング中野南	11	31
15	弥生町 5-19-12	ウィライヴ中野富士見町	11/0	33
16	弥生町 6-2	コーシャハイム中野弥生町 1号棟	14/1	42
17	弥生町 6-2	コーシャハイム中野弥生町 2号棟	14/1	42
18	弥生町 6-2	コーシャハイム中野弥生町 3号棟	14/1	42
19	本 町 1-4	ザ・パークハウス中野坂上レジデンス	14	44
20	本 町 1-5-5	日商岩井中野本町マンション	15/0	41
21	本 町 1-13-18	大新NSビル	9/0	32
22	本 町 1-14-10	ヴェール淀橋ビル	12/1	33
23	本 町 1-14	ドネグレイス立川ビル	11	32
24	本 町 1-24-3	ナイスアーバン中野坂上	15/1	47
25	本 町 1-31-6	マンション中野坂上	12/0	34
26	本 町 1-32-1	ハーモニーハイツ	10/1	31
27	本 町 1-32-2	ハーモニータワー	29/2	119
28	本 町 1-32-27	石森ビル（マンションストーンミル）	11/1	32
29	本 町 2-46-1	中野坂上サンブライトツイン	30/2	124
30	本 町 2-46-2	中野坂上セントラルビル	18/2	80
31	本 町 2-51-10	中野坂上OKビル	10/0	32
32	本 町 2-54-11	レオパレス 21 本社ビル	9/1	34
33	本 町 3-28-12	グラーサ中野坂上	11	32

	所在地	名称	階層	高さ(m)
34	本 町 3-28	マストライフ中野坂上 ANNEX	12/1	36
35	本 町 3-29-10	ヴェルティ中野	11/1	34
36	本 町 3-29-13	中野永谷マンション	12/0	33
37	本 町 3-29-15	MMビル	13/1	35
38	本 町 3-30-4	K&Yビル (サザンプラザ)	11/1	40
39	本 町 3-31-11	野村不動産 中野坂上ビル	8/1	31
40	本 町 4-5-10	プリ・ヴェール新中野	11/1	31
41	本 町 4-5-14	中野スカイマンション	13/0	37
42	本 町 4-30-16	ヴェルビュ新中野	13/0	38
43	本 町 4-30-24	三菱東京 UFJ 銀行中野アパート	9/0	31
44	本 町 4-31-10	アンサンブル新中野	14/1	40
45	本 町 4-37-1	アーバンビュー中野	14/1	40
46	本 町 4-36	WELL CASA 新中野	11/0	35
47	本 町 4-38-23	オリエンタル新中野	12/0	35
48	本 町 4-44-18	中野Fビルディング	8/1	35
49	本 町 4-47-5	VERTIQUE 新中野	11/0	36
50	本 町 4-47-12	ハイライフ新中野	12/0	32
51	本 町 4-48-17	新中野駅上プラザ	12/0	34
52	本 町 5-33-14	アルファホームズ新中野第2	12/1	36
53	本 町 6-1-11	グローリオ新中野	12/0	38
54	本 町 6-16-12	ダイナシティ新中野	13/0	38
55	本 町 6-16-10	藤和シティコープ新中野Ⅱ	11/0	32
56	本 町 6-27-8	プリンスコート	10/0	31
57	本 町 6-27-12	豊国ビル	11/0	32
58	本 町 6-27-13	岡本マンション	10/0	31
59	中 央 1-38	住友中野坂上ビル	24/2	96
60	中 央 1-40	アイパーク中野坂上	11/0	34
61	中 央 1-42-5	I C Kビル	9/0	31
62	中 央 1-43-15	マンションV I P 中野坂上	12/1	34
63	中 央 1-43-18	塔の山ハイツ	12/1	34
64	中 央 1-49-4	ループル中野坂上	12/0	33
65	中 央 2-15-19	デュオステージ 中野坂上	10/1	32
66	中 央 2-18-23	ラグジュアリーアパートメント ナカノサカウエ	11/0	32
67	中 央 2-18-24	中野消防署宮園出張所	11/1	38
68	中 央 4-1-2	K Iビル	10/0	34
69	中 央 4-1-3	ボニータ新中野ビル	11/1	33
70	中 央 4-41-16	ダイナシティ中野中央	14/0	42

	所在地	名称	階層	高さ(m)
71	中央 4-58-7	Star Royal 中野 JP	12/0	35
72	中央 4-61	DEUXFLE NAKANO	12/1	36
73	中央 5-17-1	日神デュオステージ新中野	11/0	31
74	中央 5-39-13	クレセント中野パークフロント	12/1	35
75	中央 5-40	(仮称) 中野中央計画	11/1	41
76	東中野 1-9-10	グランドメゾン中野坂上	14/0	44
77	東中野 1-11-6	ハイカットビル	10/1	35
78	東中野 1-55-2	ライオンズ東中野	15/0	44
79	東中野 1-58	パークハウス東中野	15/1	44
80	東中野 1-59	シティーハウス東中野駅前	13/0	45
81	東中野 2-1-2	宮園キャピタルマンション	12/0	40
82	東中野 2-7-14	三井情報 (株)	9/3	35
83	東中野 2-24	ISLES Higashi Nakano	13/0	39
84	東中野 3-8-15	東中野エイトワンマンション	11/1	33
85	東中野 3-10-12	石川デンタルビルディング	10/0	33
86	東中野 3-10-13	TS ホスピタリティビル	8/0	35
87	東中野 3-14-20	P' S 東中野ビル	9/1	35
88	東中野 3-16-18	藤和東中野コープ	12/0	31
89	東中野 3-24	(仮称) 中野区東中野 3 丁目計画	12/0	36
90	東中野 4-2-3	小山学園テラハウス	11/2	41
91	東中野 4-16-12	アドリアーノ	11/1	31
92	東中野 4-30	アールレジデンス東中野	11/1	35
93	東中野 5-1	ユニゾンタワー東中野	31/2	106
94	東中野 5-1	パークタワー東中野	30/1	104
95	東中野 5-17	イニシアイオ東中野	14/1	45
96	東中野 5-23-6	東中野ハイム	14/0	40
97	東中野 5-29	ローレルアイ東中野	13/0	39
98	中野 2-23-7	中野パークハウス	13/1	33
99	中野 2-25-6	ノイビル	7/1	33
100	中野 2-27-1	郵便事業株式会社 中野支店 (中野郵便局)	14/1	44
101	中野 3-30-12	マンション中野ソレイユ	12/0	36
102	中野 3-33-3	INT' S 中野ビル	9/2	34
103	中野 3-33-18	フェルテ中野	11/0	36
104	中野 3-34	中野南口ビルディング	12/3	59
105	中野 3-34	中野ツインマークタワー	29/1	101
106	中野 3-34-29	中野パールスカイビル	8/0	35
107	中野 3-36-11	ベルファース中野	11/0	31

	所在地	名称	階層	高さ(m)
108	中野 4-22-1	東京警察病院	9/2	49
109	中野 4-1-1	(株)サンプラザ サンプラザ	21/1	90
110	中野 4-3-1	中野サンクォーレタワー	26/4	89
111	中野 4-3-2	丸井グループ本社	19/3	90
112	中野 4-4-11	第12南日本ビル	11/1	32
113	中野 4-8-1	中野区役所	9/2	33
114	中野 4-9-18	NTT DOCOMO中野ビル	18/3	91
115	中野 4-10-1	NAKANO CENTRALPARK (EAST)	10/2	50
116	中野 4-10-2	NAKANO CENTRALPARK (WEST)	22/1	99
118	中野 4-21	帝京平成大学中野キャンパス	12/1	55
119	中野 4-21	明治大学中野キャンパス	14/1	59
117	中野 4-22	東京警察病院	9/1	36
120	中野 4-22	早稲田大学中野国際コミュニティプラザ	11/0	38
121	中野 5-24-21	クロススクエア中野	10/0	33
122	中野 5-42-9	Belle Vue 中野	11/0	32
123	中野 5-49-8	中野プリンスマンション	11/1	31
124	中野 5-67-3	タガシンビル	9/0	31
125	中野 5-68-2	山忠中野ビル	8/1	32
126	中野 5-68-8	ライオンズマンション中野第三	11/1	31
127	中野 6-3-5	中野桃園シティハウス	12/0	34
128	上高田 1-2-51	上高田マンション	11/0	32
129	上高田 2-3	大妻中野中学校・高等学校	8/1	31
130	新井 2-1-20	セザール第2中野	11/0	34
131	新井 2-12-13	ニューシティレジデンス中野	12/0	34
132	新井 2-30	(仮称)新井2丁目	12/0	38
133	新井 5-32	シェルゼ中野新井薬師	11/0	35
134	江原町 2-28-10	マノー新江古田	10/0	32
135	丸山 2-7-1	グランドマンション野方	13/0	36
136	野方 3-29-5	アムス野方	11/0	32
137	野方 5-3-1	野方ウイズ	13/3	43
138	大和町 2-7-3	カルム野方マンション	11/1	32
139	白鷺 1-4	都営白鷺一丁目第3団地(1号棟)	12/0	33
140	白鷺 1-4	都営白鷺一丁目第3団地(2号棟)	12/0	33
141	白鷺 1-4	都営白鷺一丁目第3団地(3号棟)	12/0	33
142	白鷺 1-4	都営白鷺一丁目第3団地(4号棟)	12/0	33
143	白鷺 1-4	都営白鷺一丁目第3団地(5号棟)	12/0	33

危険物保管施設等現況

平成 27 年 4 月 1 日現在

区分		施設数（箇所）			備考
		中野消防署	野方消防署	合計	
		管内	管内		
給油取扱所	営業所	5	5	10	
	自家用	3	3	6	
	小計	8	8	16	
地下タンク貯蔵所		15	7	22	
移動タンク貯蔵所		2	0	2	タンクローリー
屋内貯蔵所		7	2	9	
屋内タンク貯蔵所		6	2	8	
販売取扱所		2	4	6	
一般取扱所		11	6	17	
少量危険物貯蔵取扱所		86	88	174	
指定可燃物貯蔵取扱所		15	17	32	
合計		152	134	286	

救急医療機関一覧表

中野消防署

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

医療機関名	所在地	電話	管理者	診療科目	病床数
中野総合病院	中央 4-59-16	(3382)1231	理事長 池澤康郎	内科、外科、小児科、皮膚科、整形外科、耳鼻咽喉科、眼科、婦人科、泌尿器科、形成外科、脳神経外科、精神神経科、麻酔科、神経内科、放射線科	一般 251 療養 32
東京警察病院	中野 4-22-1	(5343)5611	院長 白井徹郎	総合診療内科、腎代謝科、血液内科、循環器科、消化器科、呼吸器科、リウマチ科、神経科、小児科、外科、整形外科、形成・美容外科、美容外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、救急科、病理診断科	一般 415
中野共立病院	中野 5-44-7	(3386)3166	理事長 山田 智	内科、呼吸器内科、消化器内科、人工透析内科、外科、リハビリテーション科、放射線科	一般 110

野方消防署

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

医療機関名	所在地	電話	管理者	診療科目	病床数
中野江古田病院	江古田 4-19-9	(3387)7321	院長 加藤賢一郎	内科、外科、整形外科、循環器内科、耳鼻咽喉科、歯科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科	一般 92 療養 81
横島病院	新井 1-38-6	(3389)2531	院長 横島徳行	外科、内科、消化器外科、消化器内科、整形外科、肛門外科、リハビリテーション科	一般 37

総合東京病院	江古田 3-15-2	(3387)5421	院長 渡邊貞義	内科、外科、整形外科、 眼科、歯科口腔外科、 小児科、皮膚科、耳鼻 咽喉科、泌尿器科、形 成外科・美容外科、婦 人科、呼吸器内科、呼 吸器外科、循環器内 科、消化器内科、消化 器外科、心臓血管外 科、心療内科、麻酔科、 放射線科、リハビリテ ーション科	一般 343
--------	------------	------------	------------	---	-----------

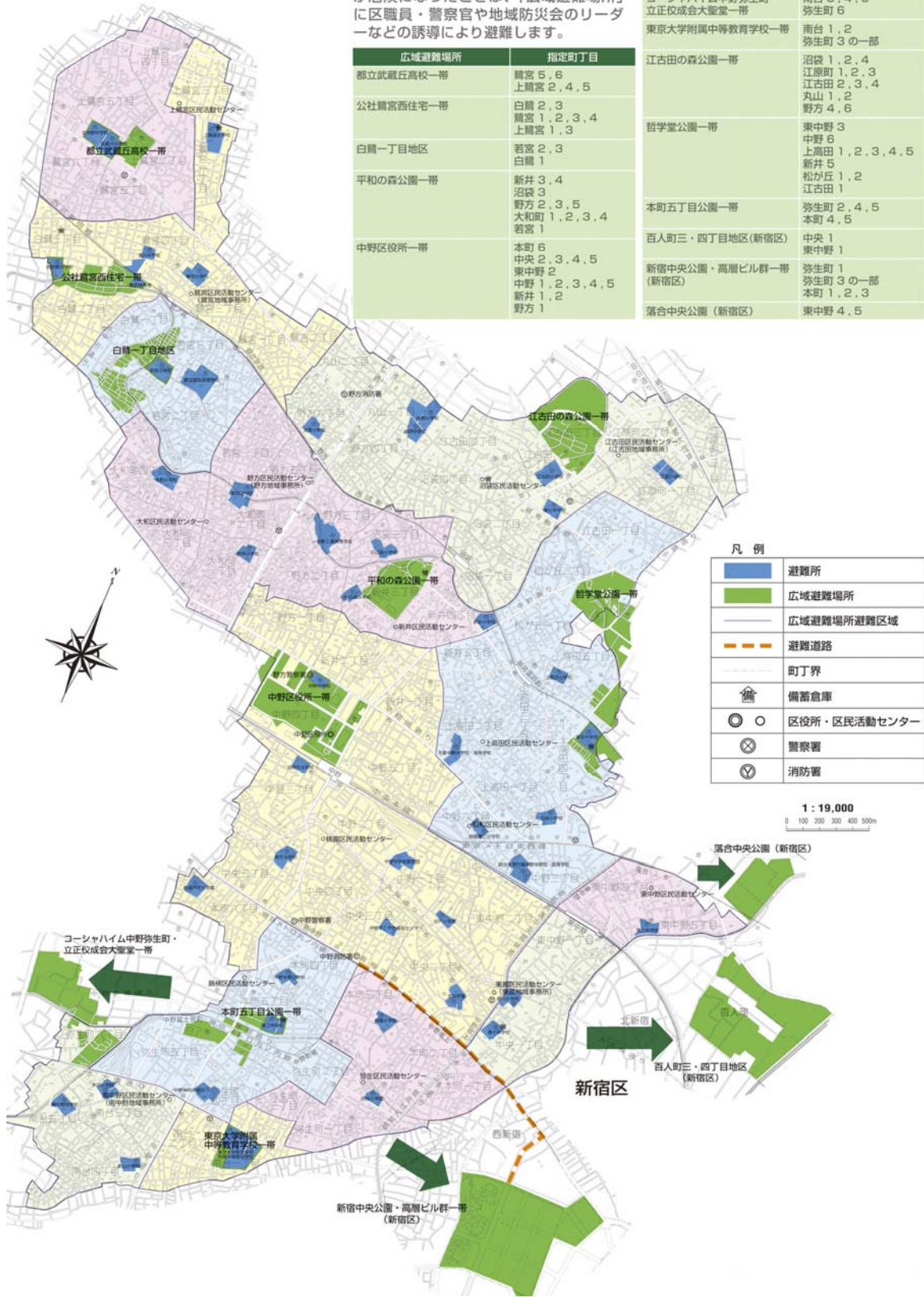
中野区広域避難場所配置図

広域避難場所

火災の拡大などにより地域にいたることが危険になったときは、「広域避難場所」に区職員・警察官や地域防災会のリーダーなどの誘導により避難します。

広域避難場所	指定丁目
都立武蔵丘高校一帯	鷗宮 5, 6 上鷗宮 2, 4, 5
公社鷗宮西住宅一帯	鷗宮 2, 3 鷗宮 1, 2, 3, 4 上鷗宮 1, 3
白鷗一丁目地区	若宮 2, 3 白鷗 1
平和の森公園一帯	新井 3, 4 沼袋 3 野方 2, 3, 5 大和田 1, 2, 3, 4 若宮 1
中野区役所一帯	本町 6 中央 2, 3, 4, 5 東中野 2 中野 1, 2, 3, 4, 5 新井 1, 2 野方 1

広域避難場所	指定丁目
コーシャハイム中野弥生町・立正佼成会大聖堂一帯	南台 3, 4, 5 弥生町 6
東京大学附属中等教育学校一帯	南台 1, 2 弥生町 3の一部
江古田の森公園一帯	沼袋 1, 2, 4 江原町 1, 2, 3 江古田 2, 3, 4 丸山 1, 2 野方 4, 6
哲学堂公園一帯	東中野 3 中野 6 上高田 1, 2, 3, 4, 5 新井 5 松が丘 1, 2 江古田 1
本町五丁目公園一帯	弥生町 2, 4, 5 本町 4, 5
百人町三・四丁目地区(新宿区)	中央 1 東中野 1
新宿中央公園・高層ビル群一帯(新宿区)	弥生町 1 弥生町 3の一部 本町 1, 2, 3
落合中央公園(新宿区)	東中野 4, 5



凡例	
	避難所
	広域避難場所
	広域避難場所避難区域
	避難道路
	丁目界
	備蓄倉庫
	区役所・区民活動センター
	警察署
	消防署

1 : 19,000
0 100 200 300 400 500m

区の広域避難場所地区割当表

広域避難場所	所在地	区域面積 (㎡)	避難有効面積 (㎡)	地区割当			避難計画 人口 (人)	一人当たり 避難有効面積 (㎡/人)	最遠 距離 (km)
				区	町丁	町丁 数			
新宿中央公園・高層ビル群一帯	新宿区西新宿	352,047	182,169	新宿区	西新宿4～5、8丁目、3丁目の一部	4	65,498	2.78	1.4
				渋谷区	本町3丁目	1			
				中野区	本町1～3丁目、弥生町1丁目、3丁目の一部	5			
百人町三・四丁目地区	新宿区百人町	249,086	120,115	新宿区	高田馬場3～4丁目、百人町3～4丁目、1～2丁目の各一部、北新宿1～4丁目	10	69,803	1.72	1.3
				中野区	中央1丁目、東中野1丁目	2			
江古田の森公園一帯	中野区江古田	165,225	82,158	中野区	丸山1～2丁目、江原町1～3丁目、江古田2～4丁目、沼袋1～2、4丁目、野方4、6丁目	13	60,327	1.36	1.5
				練馬区	豊玉中1～4丁目、豊玉南1～3丁目、豊玉北5～6丁目	9			
哲学堂公園一帯	新宿区西落合、中井 中野区上高田、松が丘	197,297	79,082	新宿区	上落合3丁目、西落合1～4丁目、中井1～2丁目、中落合3～4丁目	9	78,038	1.01	1.8
				中野区	江古田1丁目、松が丘1～2丁目、上高田1～5丁目、新井5丁目、中野6丁目、東中野3丁目	11			
				豊島区	南長崎4～6丁目	3			
コーシャハイム中野弥生町・立正佼成会大聖堂一帯	中野区弥生町 杉並区和田	144,359	50,889	中野区	南台3～5丁目、弥生町6丁目	4	32,027	1.59	0.8
				杉並区	方南2丁目、和田1～2丁目	3			
中野区役所一帯	中野区中野 杉並区高円寺北	223,748	89,834	中野区	新井1～2丁目、中央2～5丁目、中野1～5丁目、東中野2丁目、本町6丁目、野方1丁目	14	88,664	1.01	1.9
				杉並区	高円寺南5丁目、高円寺北1丁目	2			
公社鷺宮西住宅一帯	中野区白鷺	75,831	25,627	中野区	上鷺宮1、3丁目、鷺宮1～4丁目、白鷺2～3丁目	8	25,119	1.02	1.4
				杉並区	下井草2丁目	1			
平和の森公園一帯	中野区新井	97,072	46,947	中野区	若宮1丁目、沼袋3丁目、新井3～4丁目、大和町1～4丁目、野方2～3、5丁目	11	37,513	1.25	1.7
東京大学附属中等教育学校一帯	中野区南台	48,612	17,365	中野区	南台1～2丁目、弥生町3丁目の一部	3	8,225	2.11	0.4
都立武蔵丘高校一帯	中野区上鷺宮	57,145	15,956	中野区	鷺宮5～6丁目、上鷺宮2、4～5丁目	5	13,758	1.16	0.6
白鷺一丁目地区	中野区白鷺、若宮	99,714	32,104	中野区	若宮2～3丁目、白鷺1丁目	3	25,757	1.25	1.4
				杉並区	阿佐谷北6丁目、下井草1丁目、本天沼1～2丁目	4			
落合中央公園	新宿区上落合	81,754	33,522	新宿区	上落合1～2丁目、中落合1丁目	3	20,761	1.61	1.0
				中野区	東中野4～5丁目	2			
本町五丁目公園一帯	中野区本町、弥生町	65,705	32,128	中野区	本町4～5丁目、弥生町2、4～5丁目	5	22,996	1.40	0.6

国民保護避難所一覧

担当地域本部	避難所名	所在地	電話番号	担当地域本部管内に存する防災会
南中野	1. 新山小学校	南台 4-4-1	3381-7250	南台四丁目東町会防災会 南台四丁目西町会防災会
	2. 南中野中学校	南台 5-22-17	3381-7277	八島地域防災会 南台五丁目地域防災会
	3. 多田小学校	南台 3-44-9	3381-7257	多田地域防災会 弥生六南台地区防災会
	4. 東京大学教育学部 附属中等教育学校	南台 1-15-1	3377-3411	SUN南台管理組合防災会 新山通町会防災会 栄一地域防災会 南台前原防災会 弥生町三丁目町会防災会 南台ヒルズ防災会 センチュリー中野南台防災会
	5. 中野神明小学校	弥生町 4-27-29	3381-7253	栄町二丁目地域防災会 神明本三地域防災会 弥生町五丁目地域防災会
弥生	6. 向台小学校	弥生町 1-25-1	3372-2326	弥一向台防災会 弥生一東防災会 本一相生防災会
	7. 桃園小学校	本町 3-16-1	3372-6431	朝日ヶ丘防災会 道玄町会防災会 東郷防災会
東部	8. 第十中学校	中央 1-41-1	3363-5501	中本一地域防災会 小淀東防災会 小淀西防災会 塔ノ山防災会
	9. 塔山小学校	中央 1-49-1	3363-0461	宮一防災会 東一東防災会 氷川防災会
	10. 宝仙学園	中央 2-28-3	3371-7103	本町通二丁目防災会 本三西防災会 本三宮前防災会 上ノ原防災会 高根防災会
	11. 谷戸小学校	中野 1-26-1	3361-3645	中野一丁目防災会 宮二防災会
鍋横	12. 第二中学校	本町 5-25-1	3382-7151	千代田町防災会 弥生町二丁目町会防災会
	13. 中野本郷小学校	本町 4-27-3	3381-7255	鍋横防災会 宮里防災会
	14. 新渡戸文化学園	本町 6-38-1	3381-0196	西町防災会 新中野防災会 本六防災会

担当地域本部	避難所名	所在地	電話番号	担当地域本部管内に存する防災会
桃 園	15. 中野中学校 跡施設	中野 1-57-12		南口町会防災会 宮三町会防災会 中野住宅防災会(2丁目)
	16. 中部すこやか 福祉センター	中央 3-19-1	3367-7788	上町町会地域防災会 仲町町会防災会
	17. 桃花小学校	中央 5-43-1	3381-7251	橋場防災会 宮桃防災会
	18. 旧桃丘小学校	中野 3-40-23		桃園町会防災会
昭 和	19. 桃園第二小学校	中野 6-13-1	3363-0661	天神自治会防災会 昭二防災会 文園町会防災会
	20. 明治大学附属 中野中・高等学校	東中野 3-3-4	3362-8704	昭一防災会 桜山町会防災会
	21. 大妻中野中・ 高等学校	上高田 2-3-7	3389-7211	昭三自治会防災会 打越町会防災会 ブロードウェイ共同防火管理協議会 上高田二丁目防災会
東中野	22. 第三中学校	東中野 5-12-1	3362-5236	東四防災会 東中野五丁目小滝防災会
上高田	23. 白桜小学校	上高田 1-2-28	3389-0561	上高田一丁目防災会
	24. 上高田小学校	上高田 5-35-3	3389-1461	上高田北地域防災会 松が丘片山町会防災会 パシフィック中野防災会
	25. 第五中学校	上高田 4-28-1	3389-2341	上高田三丁目地域防災会 上高田東町会防災会 上高田高層団地防災会 上高田親交会防災会 都営上高田アパート第一自治会防災会
新 井	26. 新井小学校	新井 4-19-1	3389-2311	新井北防災会 新井中防災会
	27. 中野中学校	中野 4-12-3	3389-1471	新井東防災会 新井西防災会 新井南防災会 囲町町会防災会
沼 袋	28. 沼袋小学校	沼袋 3-13-2	3389-0351	沼袋親和会防災本部
	29. 緑野中学校	丸山 1-1-19	3386-5423	江古田四丁目町会防災本部
江古田	30. 第七中学校	江古田 2-9-11	3389-4171	江古田一丁目地域防災会 沼袋町会防災本部
	31. 江原小学校	江原町 1-39-1	3951-5880	江原町防災会 江古田住宅自治会地域防災会
	32. 江古田小学校	江古田 2-13-28	3385-0411	旭公民館防災会

担当地域本部	避難所名	所在地	電話番号	担当地域本部管内に存する防災会
野 方	33. 平和の森 小学校	新井 3-29-1	3389-1451	野方東町会防災本部 野方一丁目南町会防災本部
	34. 都立中野工業 高等学校	野方 3-5-5	3385-7445	野方南自治会防災部(野方三丁目) 野方二丁目町会防災会
	35. 北原小学校	野方 6-30-6	3330-2411	野方北町会防災本部(野方六丁目) 丸山町会地域防災会(丸山二丁目)
	36. 緑野小学校	丸山 1-17-1	3389-2351	野方北町会防災本部(野方四丁目) 丸山町会地域防災会(丸山一丁目)
大 和	37. 啓明小学校	大和町 1-18-1	3330-2325	大和東防災会 大和町中町会特別防災部 大和町一和町会防災会
	38. 第四中学校	若宮 1-1-18	3330-5325	北協和防災会 野方南自治会防災部 (野方五丁目・若宮一丁目)
	39. 大和小学校	大和町 4-26-5	3330-1325	大和町西部自治会特別防災部 都営大和町四丁目アパート防災会
鷺 宮	40. 都立鷺宮 高等学校	若宮 3-46-8	3330-0101	若宮一丁目町会防災会 若宮三丁目町会地域内防災会 鷺宮都営住宅防災会
	41. 若宮小学校	若宮 3-53-16	3330-1425	鷺南防災会 都営若宮三丁目アパート自治会防災会 白鷺一丁目第二アパート自治会防災会 都営第二鷺宮アパート防災会
	42. 鷺宮体育館	白鷺 3-1-13	3337-1771	鷺宮西住宅自治会防災会 白鷺ハイム防災会
	43. 西中野小学校	白鷺 3-9-2	3330-3125	白鷺町会防災会 白鷺三丁目防災会
	44. 鷺宮小学校	鷺宮 3-31-4	3330-7371	鷺宮三丁目町会防災会
	45. 第八中学校	鷺宮 4-7-3	3330-7571	鷺宮四丁目町会防災会
	46. 北中野中学校	上鷺宮 5-7-1	3999-3415	鷺宮六丁目町会防災会 鷺宮六丁目南部防災会
上鷺宮	47. 武蔵台小学校	上鷺宮 5-1-1	3999-1655	北鷺町会防災会(一部) 上鷺宮四丁目地域防災会 上鷺宮五丁目町会防災会
	48. 上鷺宮小学校	上鷺宮 1-24-36	3926-6381	北鷺町会防災会(一部) 都営上鷺宮二丁目アパート自治会防災会

災害対策用備蓄物資一覧

平成27年4月1日現在

	備蓄倉庫 (10か所) ※1	避難所備蓄倉 (47か所) ※2	総 合 計
I. 食糧品及び食器等			
サバイバルフーズ・セーパークラッカー	28,200 食	193,764 食	221,964 食
保存水 (500mlペットボトル)	34,104 本	0 本	34,104 本
保存水 (1.5ℓペットボトル)	0 本	23,312 本	23,312 本
食塩	1,200 kg	0 kg	1,200 kg
哺乳瓶 (M)	28 本	1,400 本	1,428 本
哺乳瓶 (S)	7 本	350 本	357 本
粉乳	35 本	2,500 本	2,535 本
非常用炊飯袋	2,400 枚	115,690 枚	118,090 枚
給水バケツ	38,900 個	5,428 個	44,328 個
ヒシヤク	0 本	500 本	500 本
給水ポンプ	0 本	50 本	50 本
アルファ化米	27,450 食	45,025 食	72,475 食
かまどセット	0 式	150 式	150 式
かまどセット燃料	0 kg	2,230 kg	2,230 kg
固形燃料	1,700 缶	800 缶	2,500 缶
紙コップ	1,600 個	144,640 個	146,240 個
紙ボウル	200 個	103,900 個	104,100 個
スプーン	900 本	9,754 本	10,654 本
割り箸	400 膳	124,875 膳	125,275 膳
II. 生活用品			
毛布	2,500 枚	60,635 枚	63,135 枚
サバイバルブランケット	10,390 枚	68,610 枚	79,000 枚
ござ	7,418 枚	49,450 枚	56,868 枚
敷きマット	0 枚	22,000 枚	22,000 枚
エアーマット	5,420 枚	35,000 枚	40,420 枚
タオル	3,030 枚	67,260 枚	70,290 枚
サラシ	100 反	4,845 反	4,945 反
ロウソク	8,734 本	39,208 本	47,942 本
仮設トイレ	0 台	250 台	250 台
簡易トイレ	0 組	250 組	250 組
マンホールトイレ	0 式	199 式	199 式
凝固シート一体型便袋	67,700 袋	181,390 袋	249,090 袋
ポリ袋	10,000 枚	500,000 枚	510,000 枚
乾電池式ランタン	350 台	2,500 台	2,850 台
避難所ボード	40 枚	940 枚	980 枚
間仕切りユニット	45 枚	4,500 枚	4,545 枚
マスク※都からの提供物資	0 枚	100,000 枚	100,000 枚
III. 救護用品			
簡易ベッド	5 台	284 台	289 台
ヘルパーカー	6 台	103 台	109 台
担架	0 台	65 台	65 台
レスキューカー	3 台	7 台	10 台
トリアージタグ	0 箱	15 箱	15 箱
車いす用スロープ	0 台	31 台	31 台
医療救急カバン	0 組	100 組	100 組
IV. 衛生関係用品			
紙おむつ (成人用)	40 枚	7,540 枚	7,580 枚
紙おむつ (乳児用)	4,400 枚	51,390 枚	55,790 枚
トイレットペーパー	2,719 巻	16,076 巻	18,795 巻
次亜塩素酸ソーダ	0 本	50 本	50 本
消石灰	2 袋	153 袋	155 袋
生理用品	0 袋	133,990 袋	133,990 袋
残留塩素測定器	0 式	50 式	50 式

クレゾール	0 本	100 本	100 本
固形セッケン	0 個	1,000 個	1,000 個
手指消毒剤	0 本	200 本	200 本
消毒薬噴霧器	0 台	50 台	50 台
V. 弱者用食料			
お か ゆ	18,760 食	48,000 食	66,760 食
シ チ ュ ー	51,000 食	0 食	51,000 食
流 動 食	450 食	0 食	450 食
VI. その他			
防 水 シ ー ト	6,050 枚	2,475 枚	8,525 枚
ロ ー プ	141,000 m	20,000 m	161,000 m
立入禁止表示テープ	0 巻	500 巻	500 巻
ハンドメガホン（乾電池式）	100 個	50 個	150 個
誘導灯（乾電池式）	100 個	0 個	100 個
災害時特設公衆電話	0 台	151 台	151 台
遺体袋	214 袋	0 袋	214 袋
石油ストーブ（乾電池式）	0 台	200 台	200 台
非常用ラジオ	0 台	800 台	800 台
筆談器	0 台	50 台	50 台

※1 備蓄倉庫 (10か所)・・・ 備蓄物資専用保管倉庫

※2 避難所備蓄倉庫(48か所)・・・ 避難所に指定されている施設内にある備蓄物資用倉庫
内訳: 小学校28校、中学校14校、国都私立校 4校、その他 1

避難所資機材倉庫標準配備一覧

資機材名	配備数	資機材名	配備数
揚水機(手動式6t/h)	1台	角型容器(ポリタンク20ℓ)	50個
組立水槽(1t)	1基	組立水槽(1.5t)	1基
小型発電機(2,100W・2,300W・2,500W・2,800W)	1台	投光器セット(300W×3)	1組
組立式煮炊レンジセット(2斗釜[約36ℓ])	2組	浄水機(手動式1t/h)	1台

防災用資機材配備状況一覧(避難所配備分除く)

平成27年4月1日現在

資機材名	型式	配備数	配備先	備考
発電機	12kw	1台	中野区役所	都防災無線用
	28kw	2台	中野区役所	給水対策用
	1,100W・1,400W	15台	各区民活動センター	無線設備非常用電源
	1,000W・1,100W・1,400W・1,700W	12台	各防災広場ほか	防災井戸用電源
ウォータータンク	1,259ℓ	12基	弥生公園 みずのとう公園 江古田の森公園	給水対策用 (車載運搬用)
医療資材7点セット		16組	備蓄倉庫ほか	医療救護用
医療救急セット		50組	医療救護班 (中野区医師会)	〃
テント	5.4×3.6	15張	備蓄倉庫ほか	〃

医療資機材7点セット備蓄場所一覧

平成27年4月現在

No.	地域	施設名	所在地	備蓄場所
1	南中野	南中野中学校	南台5-22-17	備蓄倉庫
2	弥生	向台小学校	弥生町1-25-1	備蓄倉庫
3	東部	第十中学校	中央1-41-1	備蓄倉庫
4	鍋横	第二中学校	本町5-25-1	備蓄倉庫
5	桃園	中野中学校跡施設	中野1-57-12	備蓄倉庫
6	昭和	桃園第二小学校	中野6-13-1	備蓄倉庫
7	東中野	第三中学校	東中野5-12-1	備蓄倉庫
8	上高田	第五中学校	上高田4-28-1	備蓄倉庫
9	新井	中野中学校	中野4-12-3	備蓄倉庫
10	江古田	第七中学校	江古田2-9-11	備蓄倉庫
11	沼袋	緑野中学校	丸山1-1-19	備蓄倉庫
12	野方	野方三丁目防災広場 (都立中野工業高等学校分)	野方3-6	備蓄倉庫
13	大和	第四中学校	若宮1-1-18	備蓄倉庫
14	鷺宮	第八中学校	鷺宮4-7-3	備蓄倉庫
15	上鷺宮	北中野中学校	上鷺宮5-7-1	備蓄倉庫
16	医師会	中野区医師会館	中野2-27-17	医師会館内

様式第1号 (第1条関係)

安否情報収集様式 (避難住民・負傷住民)

記入日時 (年 月 日 時 分)

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所 (郵便番号を含む。)	
⑥ 国籍	日本 その他 ()
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷 (疾病) の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③ 出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分 ）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

安否情報照会書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）		年 月 日
申請者 住所（居所） 氏 名		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 （○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③ その他 （ ）	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 （日本国籍を有しない者に限る。）	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
 - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本 その他 ()
	その他個人を識別 するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

公用令書等の様式

別記様式第一

収用第 号	公 用 令 書				
		氏 名			
		住 所			
					第 81 条 第 2 項 第 81 条 第 4 項 第 183 条 にお 第 183 条 にお
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律					
いて準用する第 81 条 第 2 項の規定に基づき、次のとおり物資を収用する。 いて準用する第 81 条 第 4 項 (理由)					
	年	月	日	処分権者 氏 名	印
収用すべき 物資の種類	数 量	所 在 場 所	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第二

保管第 号	公 用 令 書				
		氏 名			
		住 所			
					第 81 条 第 3 項 第 81 条 第 4 項 第 183 条 にお 第 183 条 にお
武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律					
いて準用する第 81 条 第 3 項の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 いて準用する第 81 条 第 4 項 (理由)					
	年	月	日	処分権者 氏 名	印
保管すべき物資の種類	数 量	保 管 す べ き 場 所	保 管 す べ き 期 間	備 考	

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第三

使用第 号

公 用 令 書

氏 名
住 所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 82 条
第 183 条において準用す

る第 82 条の規定に基づき、次のとおり土地、家屋又は物資を使用する。

(理由)

年 月 日

処分権者 氏 名 国

名 称	数 量	所在場所	範 囲	期 間	引渡月日	引渡場所	備 考

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

別記様式第四

取消第 号

公 用 取 消 令 書

氏 名
住 所

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 81 条第 2 項
第 81 条第 3 項
第 81 条第 4 項
第 82 条
第 183 条にお
第 183 条にお
第 183 条にお
第 183 条にお

いて準用する第 81 条第 2 項の規定に基づく公用令書 (年 月 日 第
いて準用する第 81 条第 3 項
いて準用する第 81 条第 4 項
いて準用する第 82 条
号) に係る処分を取り消したので、武力攻撃事態等における国民の保護の
ための措置に関する法律施行令第 16 条
第 52 条において準用する第 16 条の規定により、
これを交付する。

(取り消した処分の内容)

年 月 日

処分権者 氏 名 国

備考 用紙は、日本工業規格 A 5 とする。

火災・災害等即報要領の様式

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

	報告日時	年	月	日	時	分
	都道府県					
	市 町 村 (消防本部名)					
消防庁受信者氏名	報告者名					

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態					
発生場所						
発生日時 (覚知日時)	月	日	時	分	覚知方法	
	(月	日	時	分)	
事故等の概要						
死傷者等	死者（性別・年齢）			負傷者等		
	計 人			重症	人（	人）
	不明 人			中等症	人（	人）
				軽症	人（	人）
救助活動の要否						
要救護者数（見込）				救助人員		
消防・救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 負傷者等欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
 (注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。
 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その1)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災 害 の 概 況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分			
被 害 の 状 況	死 傷 者	死 者	人	不明	人	住 家	全壊	棟	一部破損	棟
		負 傷 者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応 急 対 策 の 状 況	災害対策本部等の 設 置 状 況	(都道府県)				(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式 (その2)
(被害状況即報)

都道府県				区分		被害	
災害名 ・ 報告番号	災害名 第 報			田	流失・埋没	ha	
	(月 日 時現在)				冠水	ha	
報告者名				畑	流失・埋没	ha	
					冠水	ha	
区分	被害		文	教施設		箇所	
				病院		箇所	
人的被害	死者	人	道	路		箇所	
	行方不明者	人		橋りょう		箇所	
負傷者	重傷	人	河	川		箇所	
	軽傷	人		港	湾		箇所
住家被害	全壊		の		砂防		箇所
	半壊			清掃施設		箇所	
一部破損	棟		崖	くずれ		箇所	
	世帯			鉄道不通		箇所	
床上浸水	棟		他	被害船舶		隻	
	世帯			水道		戸	
床下浸水	棟		電	話		回線	
	世帯			電気		戸	
非住家	棟		ガ	ス		戸	
	その他			ブロック塀等		箇所	
			り		災世帯数	世帯	
			り		災者数	人	
			火災発生	建物		件	
				危険物		件	
			その他		件		

区 分		被 害	災等 害の 対設 策置 本状 部況	都 道 府 県 市 町 村				
公 立 文 教 施 設	千円							
農 林 水 産 業 施 設	千円							
公 共 土 木 施 設	千円							
そ の 他 の 公 共 施 設	千円							
小 計	千円							
公共施設被害市町村数	団体							
そ の 他	農 業 被 害	千円	災 適 害 用 市 救 町 村 助 名 法					
	林 業 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	計		団体					
そ の 他	千円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人				
被 害 総 額	千円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人				
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類概況 応急対策の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況 							

※被害額は省略することができるものとする。

用 語 集

行	用 語	説 明
あ行	安定ヨウ素剤	<p>原子力施設等の事故に備えて、服用するために調合した放射能をもたないヨウ素をいう。</p> <p>被ばく前に安定ヨウ素剤を服用することにより、甲状腺（ヨウ素が濃集しやすい。）をヨウ素で飽和しておくこと、被ばくしても放射性ヨウ素が甲状腺に取り込まれず、放射能による甲状腺障害の予防的効果が期待できる。</p>
	eラーニング	<p>パソコンとインターネットを中心とするIT技術を活用した教育システム。インターネットで講義内容や教材を配信したり、講師との質疑応答をするなど、教室に集合する必要がなく、ネットワークに接続したパソコンがあれば、時間と場所の制約を受けずに学習が可能。</p>
	疫学調査	<p>病気の発生原因・対策を推論するために、疾病を集団として調査する方法。患者発見のために各種検査を利用することによる調査で、この調査によって病気あるいは症例と考えられる原因との間の因果関係を明らかにし、治療の方法の確立に役立てる方法。</p>
	L GWAN (エルジーワン)	<p>総合行政ネットワーク(Local Government Wide Area Network)の略称。</p> <p>地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、地方公共団体間のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による情報の高度利用を図ることを目的とする、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク。国の府省間ネットワークである霞が関WANと相互接続しており、国と機関との情報交換にも利用されている。</p>
か行	危険物質等	<p>武力攻撃事態等において、引火若しくは爆発又は空気中への飛散若しくは周辺地域への流出により人の生命、身体又は財産に対する危険が生じるおそれがある物質（生物を含む）で政令で定めるものをいう。</p>
	緊急消防援助隊	<p>大規模災害発生時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施する体制を国として確保するために、平成7年に創設された消防の広域援助体制。</p>
	緊急情報ネット	<p>内閣官房が整備を進めている、行政専用回線である総合行</p>

	ワークシステム (通称: Em-Net (エムネット))	政ネットワーク「LGWAN」を利用した国（総理大臣官邸）と地方公共団体で緊急情報を双方向通信するためのシステム
	緊急通行車両	交通規制により一般車両の通行が禁止又は制限される場合に、公安委員会等で確認を受けて優先的に通行することができる緊急車両。
	緊急処理事態	武力攻撃の手段に準じる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。
	警察災害派遣隊	国内において、大規模災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合に、道府県警察から警視庁に派遣される救出救助・交通対策・治安の維持等の活動を行う部隊をいう。
さ行	サーベイランス	疫病を予防し有効な対策を確立する目的で、疫病の発生状況などを継続的に監視することをいい、具体的には、患者の発生状況、病原体の分離状況、免疫の保有状況などの情報収集、解析を継続的に行うこと。
	災害拠点病院	通常の医療供給体制では医療の確保が困難となった場合に、傷病者を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携をもとに重傷者の医療を行う病院。
	指定行政機関	政令で定める次の機関。 内閣府、国家公安委員会、警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、消防庁、法務省、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、中小企業庁、国土交通省、国土地理院、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会及び防衛省（国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第4号）
	指定公共機関	独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定められている。（国民保護法第2条第1項、事態対処法2条第6号）
	指定地方行政機関	指定行政機関の地方支部局その他の国の地方行政機関で、政令で定められている。（国民保護法第2条第1項、事態対処法第2条第5号）

	指定地方公共機関	都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するものをいう。（国民保護法第2条第2項）
	自主防災組織	大規模災害等の発生による被害を防止し、軽減するために地域住民が連帯し、協力し合って「自らのまちは自ら守る」という精神により、効果的な防災活動を実施することを目的に結成された組織をいう。なお東京都地域防災計画においては、町会や自治会などを主体に結成されている地域の防災活動を担う組織を、「防災市民組織」と定義づけている。
	事態認定	政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、武力攻撃事態、武力攻撃予測事態又は緊急対処事態として認定すること。
	ジュネーヴ諸条約	1949年のジュネーヴ諸条約（ジュネーヴ4条約）のこと。武力紛争が生じた場合に、傷者、病者、難船者及び捕虜、これらの者の救済にあたる衛生要員及び宗教要員並びに文民を保護することによって、武力紛争による被害をできる限り軽減することを目的とした以下の4条約の総称。日本は、1953年4月21日に加入した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 陸上の傷病兵の保護に関する第1条約 ・ 海上の傷病兵・難船者の保護に関する第2条約 ・ 捕虜の待遇に関する第3条約 ・ 文民の保護に関する第4条約
	生活関連等施設	発電所、浄水施設、危険物の貯蔵施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる施設又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設。
	全国瞬時警報システム（通称：J-ALERT（Jアラート））	弾道ミサイル情報、津波情報、緊急地震速報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報を、人工衛星を用いて国（内閣官房・気象庁から消防庁を経由）から送信し、市区町村の同報系の防災行政無線等を自動起動することにより、国から住民まで緊急情報を瞬時に伝達するシステム
た行	対処基本方針	武力攻撃事態等に至ったときに政府がその対処に関して定める基本的な方針。（緊急対処事態に至ったときに定める

		方針は、「緊急処理事態対処方針」という。)
	ダーティボム	放射性物質を散布することにより、放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾。核兵器に比べて小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。
	第一追加議定書	<p>第2次世界大戦後の植民地独立の動き、軍事技術の発展などにより、武力紛争の形態が多様化したことに対応するため、ジュネーヴ条約を補完、拡充するジュネーヴ条約追加議定書の一つで、締約国間に生じる国際的な武力紛争や占領の事態に適用される。</p> <p>追加議定書には、このほかに締約国の軍隊と反乱軍との間に生じる非国際的な武力紛争に適用される「第二追加議定書」がある。</p> <p>これらは、1977年に作成されており、日本の加入は2004年8月31日（2005年2月28日発効）。</p>
	地域衛星通信ネットワーク	防災行政無線の拡充・強化、行政情報伝達の効率化及び地域からの情報発信の充実を図ることを目的とした、全国の地方公共団体を結ぶ地域衛星通信ネットワーク。(財)自治体衛星通信機構が構築を進めている。
	東京 DMAT	大震災等の自然災害をはじめ、大規模交通事故等の都市型災害の現場へ出場し、消防隊等と連携して多数傷病者等に対して救命処置等の活動を行う災害医療派遣チーム
	東京都災害情報システム	災害時に防災機関から収集した被害・措置情報等を東京都防災センターが一元的に管理して都の災害対策活動に資するとともに、端末設置機関がこれら災害情報を活用し、各機関の災害対策活動等に役立てることを目的としたシステム
	東京都防災センター	<p>都と各機関の情報連絡、情報分析及び災害対策・国民保護措置の審議、決定、指示を行う中枢の施設。</p> <p>防災行政無線を活用したデータ通信機能及び画像通信機能を持つ防災情報システムを整備している。</p>
	トリアージ	発生時に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定すること。
な行	(公益財団法人) 日本中毒情報センター	化学物質や動植物の成分によって起こる急性中毒について、その治療に必要な情報の収集と整備ならびに問い合わせに対する情報提供等を行い、医療の向上を図ることを目的とした機関。

は行	武力攻撃	武力攻撃を加えてくる主体としては、国だけではなく、国に準ずる者もあり、攻撃の規模の大小、期間の長短や攻撃が行われる地域、攻撃の態様等も様々であり、武力攻撃の態様は一概に言えない。
	武力攻撃災害	武力攻撃により直接又は間接に生じる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害をいう。
	武力攻撃事態	武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態。
	武力攻撃予測事態	武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態。
	武力攻撃事態等	武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいう。
	放射性ヨウ素	質量数 127 以外のヨウ素は不安定で一般に β 線と γ 線を放出して他の元素に壊変する。このようなヨウ素を放射性ヨウ素という。核分裂に伴い生成される主な放射性ヨウ素は、質量数 131 のもの（半減期 8.06 日）、133 のもの（半減期 20.8 時間）、135 のもの（半減期 6.7 時間）などがある。質量数 131 の放射性ヨウ素は医療用としても用いられ、甲状腺機能亢進症やある種の甲状腺ガンの治療に用いられる。
や行	要配慮者	発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を要する者。具体的には、高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人等を想定。